

議案第 10 号

令和 3 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度鴨川市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,775 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 543,821 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 25 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		397,626	7,974	405,600
	1 後期高齢者医療保険料	397,626	7,974	405,600
3 繰入金		136,046	△ 9,842	126,204
	1 一般会計繰入金	136,046	△ 9,842	126,204
5 諸収入		10,171	93	10,264
	5 受託事業収入	9,069	93	9,162
歳入合計		545,596	△ 1,775	543,821

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		524,972	△ 1,868	523,104
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	524,972	△ 1,868	523,104
3 諸支出金		3,599	93	3,692
	2 繰出金	2,240	93	2,333
歳 出 合 計		545,596	△ 1,775	543,821